○大阪府農業経営改善計画認定要領

令和２年４月１日　制定

（趣旨）

第１条　この要領は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第１項及び第13条第１項の規定（ただし、法第13条の２第１項第１号に規定する場合に限る。）に基づき、農業を営み又は営もうとする者が申請する農業経営改善計画の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定の申請）

第２条　申請者の要件及び申請の方法は、次のとおりとする。

１　申請者の要件は、自ら農業経営改善計画を作成し、経営改善に強い意欲を有していること。

２　申請は、原則として農林水産省が提供する共通申請サービス（以下「電子申請システム」という。）により行うこととする。ただし、この方法によりがたい場合は、農業経営改善計画認定申請書（様式第１号）(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、個人情報に関する同意書（様式第２号）を添えて知事に提出する。

（認定基準）

第３条　農業経営改善計画が、関係市町村が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(以下「基本構想」という。)に照らし適切なものであり、かつ、達成が確実であるものとする。

（農業経営改善計画の審査）

第４条　知事は、申請があった場合には、関係市町村に意見を聴く（様式第３号）こととし、必要に応じて、農業者等及び税理士、中小企業診断士等の専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。

二　前項において、必要に応じて農と緑の総合事務所に意見を聴くことができる。

（認定）

第５条　知事は、前条の審査結果に基づき、農業経営改善計画を認定することとし、認定した場合は、農業経営改善計画認定書（様式第４号）によりその旨を当該申請者に通知する。なお、電子申請システムによる申請の場合は、同システムにより通知するものとする。

二　申請を却下した場合は、その理由を付してその旨を当該申請者に通知（様式第５号）する。

（認定の取消）

第６条　知事は、法第13条第２項の規定の基づき、認定を取り消すときは、その旨を当該申請者に通知（様式第６号）する。

（認定の処理期間）

第７条　知事は、法の趣旨に鑑み、第２条第２号により申請があったときは、原則として１か月以内に審査を行い、申請者あて通知するよう努めることとする。

（関係機関への報告）

第８条　知事は、農業経営改善計画を認定したときは、認定した旨を関係市町村、農地中間管理機構、大阪府農業協同組合中央会及び当該農と緑の総合事務所等（以下「関係機関」という。）へ報告（様式第７号）する。

（認定制度の普及指導）

第９条　当該制度の普及指導は、関係機関の協力を得て、環境農林水産部農政室推進課、農と緑の総合事務所が相互に連携をとって行い、農業経営改善計画の作成等に必要な支援を積極的に行うものとする。

(その他)

第10条　この要領に定めるもののほか、農業経営改善計画の認定に関し必要な事項は、知事が関係機関と協議の上、定める。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年７月１６日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

この要領は、令和３年２月１２日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

この要領は、令和５年１１月２８日から施行する。